

平成24年度第3回 市民参加制度審査会 会議録

平成24年10月2日（火）

9時00分 ～ 11時10分

市民交流センター 第2～3会議室

出席者 山岸 秀雄会長 秋谷 勝三副会長 出石 稔委員 今井 佑一委員  
片山 里奈委員

事務局 森本市民協働部担当部長 福本市民協働課長 須田市民協働課副主幹  
市民協働課志和主事

対象事案担当課 上石環境都市部長

苦情提出者 伊藤 淑郎氏

配布資料

【福本課長】 おはようございます。ただいまより平成24年度第3回逗子市市民参加制度審査会を始めさせていただきたいと思います。

本日の案件は、お手元の次第にございますとおり、3点あります。1点目が市民参加条例第12条第2項第2号に基づく審議です。案件としましては新宿滞水池計画に関する苦情についてです。2点目は、指定管理者制度の採用案件に係る市民参加条例の運用についてです。3点目は、市民参加条例の運用に当たり、審査会会長に連絡・相談するためのマニュアル整備についてとなっております。

本日の会議ですが、条例の施行規則第7条第5項に会議の定足数が載っておりまして、過半数をもって成立の規定がございまして、本日は全員参加しておりますので、会議は成立しております。

また、同じく条例施行規則第7条第7項に、会議の公開の原則が書いてあります。審査会の会議は公開します。ただし、審査会の内容に非公開情報が含まれる場合または会議を公開する

ことにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部または一部を公開しないことができますという旨の規定がございます。本日、傍聴希望する者がおります。今読み上げました規定に基づき、公開をしていきたいというふうを考えておりますが皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、ここからの進行につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【山岸会長】 皆さん、おはようございます。朝早くから、どうも御苦労さまです。きょうの会を始めたいと思います。

逗子市をよりよいまちにするために、これからそれぞれの立場で意見を述べて決定していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初1項目の市民参加条例第12条第2項第2号に基づく審議ということで、新宿滞水池計画に関する苦情について、まず対象事案担当課による経過説明をお願いいたします。

【上石環境都市部長】 皆さん、おはようございます。この対象事案の担当課は私ども逗子市環境都市部河川下水道課というところが担当しております。本日所用がございまして、担当課長であります河川下水道課長は欠席させていただきます。私、環境都市部長の上石と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、事前にお手元に配付させていただきましたこれまでの経緯と今後の予定ですが、経過を御説明させていただきます。本市におきましては、本格的に公共下水道の事業が開始されたのが昭和40年でございます。このときには下水道の運営審議会の設立から始まっております。ここから本格的に下水道事業が始まりまして、昭和44年(1972年)でございますけれども、海岸にございます浄水管理センター、最終処分場、こちらの本格稼働が始まりました。それから、ここにお配りしたものに戻りますが、平成14年に合流式の下水道の緊急改善事業の創設という制度が国交省から出されました。下水道も合流式と分流式がございまして、合流式の緊急改善をするよという通達が出されて、具体的には15年の9月、下水道施行令の改正によりまして、合流式下水道について2004年次の秋口からの放流水を減少させ、放流水の水質を分流式下水道と同程度の水質にするということでございます。

それから中小都市また大都市と分けまして、逗子市は中小都市になりますが、平成25年度、来年度でございますけれども、これまでこの緊急改善を行うということが義務づけられました。そしてその計画を16年の12月、国土交通省の同意を得まして、そして19年でございますけれど

も、まだ16年の時点では管渠整備について補助対象になっておりませんでした。それが補助対象になるということで、ここでさらに自治体がこれを達成できるように、制度の充実が図られました。そして20年の4月、新たな合流式の下水道の緊急改善計画の策定を行い、21年の3月、国交省の同意を受けているということです。そして具体的な事業の展開が始まっておりまして、17年にはこのスクリーンを設置いたします。この内容につきましては、後ほど簡単に紹介いたしますが、17年には第5分区と言っておりますが、これは逗子ハイランド地区のすべて、それから18年には桜山第4、第5分区と言っておりますが、こちら下桜山のほうですね、こちらにスクリーンを設置をいたしました。そして23年から24年、現在行っておりますが、ハイランドの雨水管渠、雨水渠の整備公共工事というものを今、施工中でございます。続きまして、この5分区の雨水管渠整備、これも25年度まで行っていくということでございます。

そして、この今回問題となっております新宿滞水池の予算ですが、今年24年の3月21日の定例会で下水道特別会計で予算が成立しております。これは全会一致で認めております。その後、4月22日でございますが、午前中から午後にかけてでございますが、第1回目の新宿滞水池の築造工事の地元の皆様への説明会を市庁舎において行っております。出席者は市民の方23名、そのほかでございます。その後、5月13日でございますが、夕方になりました。市民の皆様のお申し出によりまして、ここの1階でございますけれども、こちらで市民5名の方と私はじめ職員と市会議員1人入ってございますけれども、滞水池の説明をさせていただきました。その後、5月16日でございますが、これも市民の皆様のお申し出によりまして、新宿中継ポンプ場の点検視察を行っていただいております。このときには市民の方2名に参加していただいております。24年5月19日でございますが、このときには第2回目の説明会を行いました。これも市庁舎で行っております。市民の方の参加は47名で説明会を行いました。それから6月5日でございますが、これはこの説明会ではございませんが、このときに新宿滞水池築造計画の再検討と、地域住民との対話の機会を設けていただきたい件に関する陳情が提出されております。この陳情には代表者名と、そのほか署名簿1,010名の署名簿が添付されておりました。その後、6月16日でございますが、市議会第2回定例会前でございますが、新宿滞水池築造計画の地元説明会を庁舎で行っております。市民の方の参加は39名ということでございます。

その後、6月18日、これは議会日程でございますけれども、定例会におきまして、陳情第13号という陳情でございます。先ほどの陳情が賛成多数で委員会です承されたということです。その後、7月5日でございますが、これも第3回の説明会で御案内をいたしました横浜市の磯子にこういった滞水池の既に完成したものがございますけれども、その見学会、これを募り

ましたところ、市民の方3名参加をしていただきまして、現地の見学をしていただきました。7月20日でございますが、これは市長と市民の方、新宿フォーラムの方でございます。3名の方、これは定例の市長市政相談というのを大体月に一遍やっておりますけれども、その場にフォーラムの方3名が市長と面談をしていただいて、このときに市長から、市民の皆様へ、いわば肉声でこの事業に対する考えを示していただきたいというお話がございまして、そして8月19日でございます。これは新宿フォーラムのほうで主催をしていただきました。きょうの陳情ですね、苦情者の方でいらっしゃいますけれども、管理されている黒門クラブのほうで、このときには市民が約70名出席していただき、市側からは逗子市長と私と、私のここにおります次長と、3名で出席をさせていただきました。

この後でございますが、既に議会の第3回定例会が終了しておりますが、この中で振り返ってみますと、9月7日、ここでこの滞水池の契約案件でございます。これは1億5,000万以上の計画、工事請負ですね、これにつきましては議会の議決を経ることになっておりまして、賛成多数でこの契約案件については承認を受けております。そのほかに陳情27、28、29、30と、この滞水池に係る陳情がやはり上がっておりまして、ここにおきましては関係住民の理解と合意を得られるまで新宿滞水池築造計画の一時凍結を求める陳情、これが多数で了承されております。また、28号につきましても、きょうの審査会でございますけれども、市民参加条例運用についての陳情ということで、これも多数で了承。それに対する市民参加の陳情、これも多数で了承。ただ、30号につきましては、これは運営委員会設置の陳情で、継続審査となっております。その後、9月26日に本会議で委員会の報告を受けまして、議案の滞水池の契約については、賛成多数で承認をしているという状況でございます。そしてまた、繰り返すようですが、27、28、29、30のこの陳情については報告がされているということでございます。

また今後の予定でございますが、契約手続の状況から申しますと、契約は工事計画、これは工事の公告です。公告をしてからこれに応札したいというすべてのものを手を挙げていただきまして、その締め切り後、その公告は7月3日、応札の締め切りが7月17日、そして8月2日開札と言っておりますが、仮契約から、繰り返しますが、議会の承認を得て本契約ということになりますので、このときは仮契約。そして先ほども紹介いたしましたように、9月7日、総務常任委員会においては契約の承認を得て、26日は議会で契約の承認を得た、そういった経過でございました。

今後、陳情審査も了承されておりますので、市民の皆様には理解を求める説明会等を今後開催していく予定でございます。今予定しておりますのは、10月6日、午後2時から市庁舎で、

市長と市民の皆様との対話集会ということで、まずはやっぴいこう。そして10月7日、次の日、日曜日でございますが、これは午前10時から工事説明会。そして10月12日、これにももう一度工事説明と、今そういった予定で進んでおるところでございます。

経過は以上のようにございますが、簡単に事業につきまして申し上げます。資料の2のほうから説明させていただきます。この滞水池の事業目的といいますか、目標でございますが、これが汚濁負荷量の削減となっております。これは合流式というものは、雨が降りませんと、かなり汚物が堆積して、雨が降りますと一気にあふれ出るといことがございます。これを逗子第5分区と言っておりますが、ハイランドから出てくる負荷量の削減をまずしましょうと、大腸菌の濃度を落とすということが、まず目的でございます。それと、それでもあふれ出るのがございます。吐き口、堰がございますけれども、そこからあふれ出る。それも汚れたものがあります。それをやはり今現在は約70回、年間であふれるというものですね。雨量によっては20回程度ありますので、さらにそれを半減させる。簡単に申しますと半減させる。あふれて出て、まだ汚れているもの、これを半減させるということですね。それと夾雑物の除去ということで、これは先ほど紹介いたしましたいろいろなスクリーンを設置したという、そういった工事等でございます。

3ページをお開きいただきたいんですが、今申しました新宿滞水池の目的というのは、こういうもので、最初の初期の汚濁量の負荷を軽減するというので、300立方メートル、約300トン、その放流。あふれ出る、これを半減化させるものに約800トン、これが必要ということで、貯留量としては1,100トンのタンクというものを考えております。

4ページをごらんいただきたいと思いますが、市民の皆様が今現在心配なさっているのは、においが発生するのではないかとということでございます。それにつきましては、断面図といいますか、下をごらんになっていただきたいんですが、地表から約5メートル下へ行ったところに貯水タンクの天井がきて、そしてその下にタンクの形状をつくる。これが1,100トンの容量というものでございます。

さらに、新宿のこの土地を選定した理由については、その他の理由もあるんですが、大きくはこういった、適地がどうしてもないという中から、新宿滞水池、設置箇所として適地であるという判断をいたしました。少し長くなりましたが、以上でございます。

**【山岸会長】** はい、どうも御苦勞さまでした。それでは、説明を続けていきたいと思ひます。(2)の苦情提出者による苦情の説明ということをお願いいたします。

**【苦情提出者(伊藤)】** 新宿1丁目、今回の滞水池の予定地の筋向かいに住んでおります伊

藤淑郎と申します。今回、参考人ということで説明をしろという御指名がございましたので、出席させていただきました。苦情を提出しましたときには、苦情を滞水池の凶面の後についていたんですけれども、こういう苦情書を提出させていただいて、一番最後に書いてありますけれども、できるだけ早く会議を開いて御審議いただきたいというお願いをしました。私どもの予想以上に早くこういう臨時審査会を開いていただいて、ありがとうございました。

それでは、私どもの苦情の中身につきまして、簡単に御説明させていただきます。委員の皆様はあまり下水道に関してはもちろん、ふだんかかわっておいでになりませんので、やはり背景情報として、ざっとした逗子の污水系統の説明から入らせていただきたいと思います。今、上石部長が言われましたように、逗子市は生活排水に雨水が混ざる形で集めて処理をする合流式の地域がハイランドと桜山です。大きく分けてその2つの地区が雨水も一緒に生活污水と混ぜて処理場に送ります。それ以外のところは分流式といいまして、生活污水と雨水を分けて、雨水は入らないように設計されて、生活污水だけを集めて処理場へ送る、システムの二本立てになっております。

合流式は、生活排水に雨水が入ります。それを例えば下水と申しますと、雨の降り方によっては、下水のボリュームがぐっとふえてきます。処理場の能力というのはボリュームによって規定されていまして、逗子市の処理設備は1時間に1,600立方メートル以上は入れられない。汚泥という、生物に汚物を食わせていますので、微生物が死んでしまうとだめなものですから、微生物を上手に生かすためには滞留時間をきちっと押さえないといけない。それが1,600立米、これは大事な数字でございます。そういう形で活性汚泥処理をした後、逗子湾に放流します。ですから、雨が降ってないときは雨水が全然ありませんから、生活污水だけの処理になるわけです。生活污水だけの量は、大体逗子市の場合は大ざっぱに940立方メートル／時の生活排水が出ますので、雨が降ってないときは980立方メートルしか処理装置に入ってきません。処理装置は先ほど申し上げました1,600立米までは処理する能力をもっていますので、悠々処理ができるわけです。それが一旦雨が降りますと、それに雨水が入ってきまして、入ってくる雨水は、先ほどのハイランドと桜山の第4号区ですか、合流地区から正常ルートで雨水が入ってくるわけですが、分流式といいまして、雨水が絶対入ってこない…絶対という用語がありますが、基本的に雨水が入らないようなシステムのところでも、雨水が入ってくるというのが一般的によく知られております。

それが顕著にあらわれましたのは、今年のゴールデンウィークの5月3日にちょっと強い雨が降りました。そのときに1,600立米の処理能力の管理センターへ流れ込んだ下水の量は、何

と毎時7,000立米です。それは私ども管理センターの運転記録を持ってきていただいて初めてわかったんです。非常に多い雨水が入ってきている。しかも合流地域である、例えば、田越川が流れ込んでいる右側、鎌倉寄りですね。田越川の鎌倉寄りの汚水を全部集めて新宿の中継ポンプというポンプ場でくみ上げて処理場に送っているんですけども、その流量が5月3日のピークするときには毎分4,500立米、もう4台のポンプがフル運転して、やっとかき上げたわけですけども、それでもなおかつそのちょうどピークときに逗子の6丁目、7丁目の何か所かの道路のマンホールから汚水が噴き上げた現象もございました。ですから、田越川の右岸の汚水地域で合流式ハイランドというのを、その時点では市でも既に別途、直接久木川に流して、久木川経由で久木川、田越川、海という経路で放流するルートをつくっておかれたので、それは全開にしていました。ハイランドの下水は全部壁外に排出していたにもかかわらずですね。ですから雨水は入ってこないはずなのに、4,500立米/時の下水をくみ上げて、なおかつあふれ出たという状況でございました。それに相当する生活排水の大ざっぱな数量は、毎分660立米でしかないんです。ですから660立米であるはずのところは4,500立米にふえてしまったということで、割り返していただくとすぐわかりますんですけども、新宿中継ポンプ場で出した下水というのは、その80%ぐらいが雨水だったということがわかりました。

そういうようなことで、雨水というのは逗子市の場合、どこでも同じだと思いますけれども、汚水処理の問題では基本的に大きい問題です。ちょっとの場合には何かちょっと改善すればいいかもしれませんけれども、逗子の場合には非常に大きいパーセンテージの雨水が入ってきて、雨が降り出すと、とんでもない水処理状況になってしまうというのがはっきりわかってきたわけです。そういうことを私どもは市の所管のほうにアピールするんですが、なかなか腹を割ったといいますか、ひざを交えた議論に至らずに今日に至っております。

そういう問題が1つあると、先ほど上石部長のほうから説明がありました国交省のほうからの通達が10年前に出ておりまして、それを仕上げるのは10年後の平成25年度ということでした。最初の数年はほとんど担当者1人ぐらいの件費しかのっけてありませんでしたが、実のある対応を検討する体制ではなかったんじゃないかと私ども想像するわけです。数年前にコンサルタント会社を市のほうで雇われて、その会社と綿密に連絡をしながら計画を立てられた時期がいつだったか、情報公開条例に基づいて、私どもその打ち合わせ覚書持っております。大体いつごろから具体的な滞水池問題が浮上したかというのは今手元にはございませんですが、4～5年前から具体化した計画が出てきたんじゃないかと思います。話が具体化した時点で、既に新宿のあの地に1,100立米をつくるという形で打ち合わせ等が行われていますので、かなり早い

時期に決まった段階で新宿にこの滞水地をつくるというのはわかっていたというふうに私は想像しております。

それに対して、先ほど逐一の説明がありました1ページ目の裏に、平成24年3月21日に特別会計予算が成立したと書いてありますけれども、これに先立つ3月の初旬ごろこの地域の住民の一人が、その工事をやっている工事業者から、この辺で何か汚水をためる装置ができるというような話を聞いたけれども、おまえ知っているかと聞かれて、びっくりして市役所へ行ってみたところ、そういう計画があるが、今、予算の審議中なので、予算が決まるまでは説明できないという返答だったというふうに私は聞いております。その予算成立の以前のことだと思いますが、平成14年に国交省から指令が出て、25年に完成させなきゃいけないという計画が私も市民がかぎつけたのは平成24年の3月だった。その間、全く積極的な情報公開はありませんでした。後で個人的に知っている土建関係の仕事の人から、おれたちそれ知ってたよ、知らないのはおまえたちだけなんじゃないかというようなことを揶揄されました。部分的には知っている方もいたかもしれませんが、新宿の住民は全く寝耳に水ということで、私もその時点からその問題を聞かされて、それはあまりにひどいということで、新宿市民フォーラムという名前のグループをつくりまして、そこで数人でいろいろ議論をすることを始めたわけでございます。

そういう検討の中で、もう一つ、先ほど上石部長の説明と関係があるんですが、2ページ目のこの国交省からの指令の合流式下水道の改善事業という中の括弧の中の放流排水の半減化というのがございます。放流というのは要するに下水道のシステムから自然界に未処理のまま放り出すというのを放流というふうに解釈していただいてよろしいかと思います。ですから、そういう意味で放流という場所は、逗子の汚水システムの中でハイランドが1つございます。普通だと放流できないんですけれども、市のほうであらかじめ放流、できる口をもう設けておられまして、大雨のときなんかはそれも積極的に開いて汚水システムの中に入れてないということを実際にやっておられました。5月3日の日は雨が降り出してから、どの時点かわかりませんが、これは大雨だなという時点でそれを全開にして、全部放流しておられた。ですから、田越川の右岸の地域につきましては、合流式の地域は全部放流しておりましたので、田越川右岸の地域は全部、完全分流式ということになっていたわけです。ということは、雨水は全く入ってこないシステムに切りかえた。にもかかわらず、ざっと660立米しか流れてこないはずの生活排水が、何と4,500立米まで膨張して、それがあときは4,500立米の降雨時間が20時間に及んでいます。20時間、連続的にそういう放流が行われていた。国交省も「合流排水」という



表現を使っているんですが、私どもは非常にあいまいな表現であって、全く定量的ではありません。放流というのは、極端にいくと、例えば毎秒何立米の放流をして、それが何時間も続いて、その時間ファクターが入らないと、実際の汚物を放り投げた量にはつながらないわけです。それを時間関係を見捨て、それが1時間で放流が終わっても、20時間続いても、それは放流回数は1回とカウントするわけです。そんな非現実的な基準を、どうして国交省も受けていたのかはわかりませんが、いずれにしても長い放流であっても短い放流であっても、数は少ないほうがいいに決まっているわけですので。そういう意味では、うのみにするしかない基準でありますけれども、私どもは放流というのは汚物を投棄したその量を基本的には考えなければいけないだろうというふうに理解しております。

そういう意味で、逗子市の全体の汚水システムをもう一回思い浮かべていただきますと、いろいろな家庭から生活排水が出てまいります。それを集めて最終的には鑑留港の隣にある処理設備に送るわけですが、その間で自然界に捨てるのは、今申し上げたハイランドの放流と、それから桜山からおりてきまして、処理設備へ行く配管の途中に穴があいていまして、そこからあふれ出るように越流口ができてますね。その越流口は、私も写真でしか見たことないんですけれども、2間ぐらいの長さにわたって堰がありまして、その裏側を汚水が流れて行くわけです。その量がふえてきますと、だんだん自然流で、高さだけでもって流しますから、量がふえてどんどんどんどん上がっていくわけです。それはあるレベルを上がると、その堰から田越川に流れる、そういう形の越流口が必要であります。

もう一つ、最後の放流は、処理設備で処理しきれない下水、先ほど申し上げました1,600立米しか浄化処理できないわけです。1,600立米以外は全部直接処理しないで海へ放流するシステムになっているわけです。それが例えば5月3日の場合には7,000立米くみ上げて、そこから1,600立米だけ汚泥処理装置へ送って、残りの5,400立米は直接海へ投げていた。それは年から年じゅうないよということであることは確かですが、5月3日には少なくとも20時間以上はそれが続いていたはずですので。その捨てた量の5,400立米以外に、桜山の放流、さっき説明した堰からあふれ出る、その量は入っていませんから、5,400立米プラスその堰からあふれた下水が海洋に投棄されていた。

ということで、放流回数の半減化というのが非常に定性的であるということと、もう一つ、最後に数値的なお話をさせていただきますと、例えば5月3日の、それしかデータがきちんととられている例がないものですから、それをいつも例に出してしまいますけれども、5月3日の場合には新宿の中継ポンプからフル運転で毎時4,500立米の下水を処理装置へ送ったところ

に1,100立米のためが今度できるわけですから、その5月3日のような状態の中で1,100立米のところへ下水を一時ためる場合、汚水がためられる時間は15分ぐらいです。20時間続いたあの雨の中の15分分しか1,100立米には入れられないわけです。非常に小さい装置というふうに認識していいのではないのでしょうか。もちろん雨が非常に弱くて、降り始めから降り終わりまでの余分の下水が1,100立米に満たないような雨もあるかもしれません。そういうときにはそれを置けば1,100立米は海洋に投棄しないで、たまった1,100立米はお天気になってから処理をするということは可能ですが、一般的に考えまして、やはりそういった汚水バランスといいますか、量的なものを把握しないで議論するということは、全く空論になってしまうのではないのでしょうか。今回、私ども内々で議論しておりまして、越流というもののとらえ方として、私ども自身も海洋に処理設備が直接放流していたのを越流にカウントしていませんでしたので、私どもも非常に考えが至らなかったというふうに反省をしております。とにかく1,100立米というものの位置づけがそういった数値を見直すことによってどれだけ効果があるのかというのは、容易にどなたでも認識することができるというふうに考えております。

そういうことで、市民参加条例でうたっておりますワークショップと、要するに市民と専門家の知識を混ぜて行政が真摯に向き合って仲よく議論するということが、いろいろな問題が出てくるのではないのでしょうか。ですから、市民参加条例にこの滞水池が適用されることになってないという市長の説明には私どもは納得できませんし、8月19日の対話集会におきましても、70名の市民を前にしまして、市長は市民参加条例というのは非常に流動的なものであるので、いつでも変更は可能であると、市長の言われた言葉をそのまま私、メモしたんですけれども、この条例は固定されるものではないので、その時々状況に応じて変更は可能であるというふうにおっしゃいました。今後の検討課題ではあると思うが、条例は議会が決めるものであって云々と、こういうふうが続いているんですけれども、本当にこの条例は議会が決めるものなのか、私どもはやはり市長がお決めになるものではないかと思えます。市長の上に立つ絶対者というのは、市の場合にはおられませんので、少なくとも市民参加条例につきましては市長が独占的に物事を決めていかれるというのを防ぐ意味で、この審議会が唯一の機関なのではないかというふうに考えております。そういう意味で、市長も人間でいらっしゃいますから、たまには独断があっても仕方がないと思えますけれども、それが経常化して独占支配になってしまうというのを絶対に避けなければいけません。民主主義の中では独裁は絶対いけないと思ひまして、独裁を防ぐのは市民参加条例についてはこの審査委員会しかないというふうに考えますので、ぜひ公平で真摯な議論をしていただきたいと思いますというふうに願っていますので、よろしくお願いいたします。よろしくお願

いたします。

【山岸会長】 どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。それでは、もう一度担当課のほうに戻して、その見解をお聞きしたいと思います。

【上石環境都市部長】 それでは、この苦情にございます参加条例7条1項、参加条例の対象事項にこれは入るのではないかという御指摘に、まずお答えいたします。参加制度審査委員の皆様の前で大変恐縮でございますが、7条1項4号、ここには主に市民が使用する公共施設の設置にかかわる計画の策定または変更でございます。ここで主に市民が使用する公共施設ということについては、この新宿滞水池は市民の皆様が直接この施設を使うものではございません。使うことが目的の施設ではないと考えておりますので、まずはここに該当しないということを考えております。

文化プラザですとか、地域活動センターですとか、そういった施設、それは市民の皆様はその施設を利用すること、利用すること自体が目的であると、直接そこに訪問して、その機能を享受するというのが私どもは目的であると思います。この滞水池につきましては、先ほど申しましたように、市民の皆様がこの滞水池の扉をあけて中で会議をしたりとか、何かコンサートをしたりとかいうものではございません。全く入っていただくということはありません。施設でございまして、その直接の原因というのは皆様が排泄した汚物ですとか雨水ですとか、そういったものを一旦ためて、そして水位が下がったときに吐き出すという施設でございます。市民の皆様が主に使用する公共施設というふうには、私どものほうでは考えておりません。まずそれがございます。

それから、7条3項の市民参加制度審査会の諮問ということでございますが、これにつきましても市民の皆様にご意見をいただいたりしていくものと思っておりますので、その辺についても疑問というものは発生しないというふうに考えております。

それから、参加制度の第9条パブリックコメントの実施義務ということでございますが、これも参加制度審査会の皆様には大変恐縮でございますが、これは市民参加の一つの方法ということでございまして、パブリックコメントもありますし、審議会、それからワークショップ、公聴会とございます。私どもではそもそもが市民参加制度の対象の事業とは思っておりませんが、ただ、その中で審議会がございます。これは先ほど申しましたように昭和41年に設置した下水道審議会とっております。この下水道審議会につきましても、国・県を通しまして、よくあるのは下水道使用料の値上げの審査とかですが、ただ、この計画、事業、そうしたものに対しての、プロジェクトチームという位置づけにもできるというふうに伺っております。実際

にこの下水道審議会にもこの計画というものは諮っております。その審議会の中には、市民また専門委員に入っていたものがございます。

それからまた、例えばこの8条の5項にありますように、市の執行機関が適当と認める方法ということにつきましては、先ほど遅いのではないかという御指摘がございましたが、これだけの回数を重ね、そしてさらに着工までには説明会等予定をしております。そうしたことから私どもはこのパブリックコメントでは、その他の方法でも市民参加といいますか、市民皆様の意見を伺うということはやっているというふうに思っております。簡単でございますが、そういった状況でございます。

【苦情提出者（伊藤）】 今の上石部長の発言に対して一言反論させていただきたいと思えます。実際には2つあります。最初の反論は、第7条の対象事項であるかないか。確かに私もこれが決め手だと思えます。対象であるかないかの判断根拠として、5まで上がっていきまして、上石部長は4番の主に市民が使用する公共施設ということを取り上げられましたし、私もこれが一番のポイントだと思っております。上石部長は、いかにも主に市民が直接使用すると、「直接」と書いてあるような説明をされるされましたが、「直接」というのは入っておりません。それで実際に、下水システムに関する問題というのは、我々市民が一人残らず、赤ん坊からおじいさんまで全員が毎日お世話になっているシステムです。これが止まってしまったら、電気が止まったのと同じ、あるいはそれ以上に生活困窮して生活できなくなります。実際に新宿中継ポンプ場、5月3日にあふれ出そうになりました。ポンプのセクションに200立方メートルのタンクがあるんですけども、そのタンクのマンホールの本当に上のところまで下水が上がってきまして、それ以上、例えば30センチぐらい上がりますと、そのすぐ上のところに電気設備があるんですね。電気設備に水が上がってくるとショートしてしまっって、電気設備が無駄になる。その修理には、課長のお話ですと4カ月かかるだろうという話でございました。ですから、もしそこで水が上がってきてショートしてしまますと、4カ月間、逗子市の約70%を受け持つ田越川の右岸の地域の住民は、洗濯・炊事はもちろん、毎朝・毎晩のトイレの使用もできなくなる。そういう危機的な状態に至ったはずでございます。

それは幸いに5月3日のトラブルをよく検証しますと、先ほどちょっと私も触れましたけれども、逗子の6丁目、7丁目のマンホール、4個か5個か、水が噴きまして、それが安全弁になって、ポンプ場のマンホールのあふれ出るところから20センチぐらいのところまで一応液面の上昇が止まりました。ですけど、あふれ出る量にもよりますが、うんとひどい雨になれば、さらにあふれ出る量もふえます。水位が上がってきて電気がおかしくなるかもしれません。一

応そこに安全弁が、市民の方には大変申しわけないですけども、ばい菌その他が蔓延するような汚水が実際に噴いたという地域が6丁目、7丁目にあって、その写真は市でも撮って、私どももいただいております。そういう事実がございますので、直接使用ということ、「直接」とは書いてありませんけれども、主に市民が使用する公共設備の中に下水が入らないなんていうのはとんでもないというふうに私どもは考えておりますし、一人ひとりの市民に聞いたら、そっちの意見のほうが多いんじゃないでしょうか。ですから、その辺の判断も、この審査会の一つの重要なテーマとしてお考えいただきたい。以上でございます。

【山岸会長】 はい、どうもありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思いますので、委員の方々、意見あるいは質問、述べてください。

【今井委員】 これについて、実はこの今回の苦情についてとこの問題について、私がまず一番これは承認できないということを発言させていただきます。

私の主張は皆さんのところにもう既に文書で差し上げてございますので、皆さん大体読んでいただいております。私はただこの市民参加条例自体については、市民委員でもあるし、正直言って素人と言っていい状態です。私がお伺いしたいのは、今一番まさに問題になっているこの第7条の1項の4号の規定について、直接使用するものなのか間接的に使用するものなのかというのが、実は条例の中に書いてない。ここの点が今もまさに出ているように、大きな問題になっております。そこで私が逆に先生方にお伺いしたいのは、平井市長は逗子の市民参加条例は全国的にも有数だとはおっしゃっていて、どの程度あるのかわからないけど、こういったような例が恐らく全国的にあるのかと思います。そういうところで、こういう下水道施設のようなものがどのようにまず扱われているかということについて1点お伺いしたい。

もう1点は、実はさっきもちょっと問題の中に出ましたけど、この市民参加条例について、さっき上石部長は直接使わないからと言われたけど、同じような見解を実は説明会で市長自体がお話しされました。私はそのときに、市長のその発言についても実は伊藤さんが言ったように、直接・間接と書いてないのに、ちょっとおかしいなと思いました。市長がつくった市民条例、市長がつくったと私は解釈しているんですけど、それの中に書いてあることを市長が、これは入らないよと言ったことについて、我々が言うことがいいのかどうか。つまり、この市民参加条例のそういう条例解釈みたいなものは、一体だれがするのかということについて、非常に疑問に思ったんです。こういうことについては、ある程度学術的なそういうものもあると思うので、できればちょっと私に理解できるようにお話しいただければありがたいというふうに思っております。

【山岸会長】 はい、どうも。出石委員、そのあたり、いかがでしょうか。

【出石委員】 はい、そうですね。私もちょっと、後で確認しなければいけない事項が何点かあります。今の御質問あるいは先ほど苦情者の方も言われていたことも含めて、2点お答えします。まず、後のほうから先に言ったほうが良いと思います。そもそも条例の制定権者は、市長でも議会でもない、逗子市がつくっています。それが第一。条例の制定者は市です。地方公共団体です。制定手続として、市長あるいは議員の、具体的に言うと12分の1以上の賛成者があって、提案ができて、議決する、議会の議決をもって制定されますから、決定者は議会です。実質論をいいますと、この市民参加条例は市長提案に基づいて議会の議決で制定されていますから、だれがつくったかという、これは議会です。これすごく明白なんです。条例案をつくったのは当時の市長です。でも、条例は否決もできるし修正もできるし原案可決もできる。したがって、逆に言うと、この内容のとおりやれと議会が命じている。それが条例というものです。したがって、ここに書かれている条例自体を運用の仕方についての監督者というか、監視者は議会です。それは間違いないことです。

ただ、実際に条例というのは、法律もそうですけれども、非常に一般的・抽象的に書かれます。そこによく、これちょっと行政専門用語で大変申しわけないですが、裁量というのが生まれるんですね。行政裁量、それがすなわち市民参加条例を、執行機関という言葉を使っておりますけれども、市の行政側がこの条例を一定程度解釈して運用する権限があります。これは執行権限。決定権は議会にあるけれども、それを運用するのは執行者ですね。だから、それはある意味、市長にあります。じゃあ、市長がこの条例をどう解釈するかということになってきていて、先ほど来問題になっている7条1項4号の読み方になってくるわけですが、これは法律も条例もそうですが、解釈の仕方というのは1つじゃないんです。ちょっとこれ難しい言葉を使いますが、大きく2つあるんです。文理解釈という言葉と論理解釈という言葉があります。文理解釈というのは、条文をこのとおり読んで、一切そのとおり忠実に解釈して運用するんです。そこには裁量は基本的に生まれません。一方で論理解釈というのは、この条例1条だとか、あるいは全体の市民参加などの趣旨を踏まえつつ、実質的にこの条例をつくったときの議会はどういう意識でここを運用してほしいと考えているんだろうかということを考えて解釈することなんです。そこには大きく、一般論では拡張解釈と縮小解釈というのがあって、拡張よりも拡大というのがわかりやすいですか。広く解釈する方法と狭く解釈する方法があります。

それを、どれをとるかというのを、大事なんですけれども、1点ちょっとここで伺いたいです。これは多分事務局聞いたほうがいいのかももしれない。この市民参加条例逐条解釈がありま

すが、この逐条解釈を作成した権限者はだれですか。これについて議会はどうかかわっていますか。それから、市民参加条例を制定したときの議会審議で、このあたりの議論が出ていませんか。これは法律の解釈になると非常に重要なところなんです。つまり、今申し上げた逐条解釈がちゃんとでき上がっている。先ほど上石部長がおっしゃられたようなことが書いてあるわけです。それをだから上石部長、あるいは市長が説明会で言ったのではなくて、この逐条解釈がちゃんとした決裁手続をとって、市の行政側、執行機関側の明確な意思として表明されているのかどうか。あるいは事務局のマニュアルなのかどうか。あるいは条例案の議会の審議で、例えば今の7条1項4号の主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定または変更がどういう趣旨なのか審議されていれば、それが解釈のメルクマールになります。そこをちょっと確認しないと、私はこれ以上は内容的には言えません。

と言いつつ、一応前者の質問に対して申し上げますと、それは逗子市の7条1項4号の考え方ではなくて、一般的に全国的な市民参加条例やパブリックコメント条例にこのような規定が書かれている場合は、大方、先ほど部長が答えた考え方が一般的です。いわゆる市民会館、公民館、スポーツセンターなど、いわゆるこれが公共施設と言われるもので、下水道とかあるいは道路とかというのは、地方自治法上は公の施設というんですね。公民館なんかもそうなんです。公用施設と公共施設は違います。なので、いろいろな自治体が使っているこの表現は、いわゆる市民会館とかそういうものの設置というのが一般的です。ただ、繰り返し述べたとおり、逗子市のこの条例の解釈はわかりません。今のところ説明がないんですね。大体、私、市民ですけれども、客観的に学者として今、話しました。

【山岸会長】 どうもありがとうございました。

【福本課長】 まず、逐条解釈の件です。逐条解釈は、手続的には事務局が、課が作成したものを市長決裁で定めています。この逐条解釈のベースとなったものは何かということですが、この条例をつくるに当たりまして、市民委員を含む検討委員会をつくっております。それは委員会報告書としまして市長に提出をしています。こちらにあるんですけれども、（仮称）逗子市市民参加条例検討委員会報告書とございます。この中で、今回の案件となっているものについても実は議論されているということなんです。ただ、そのときにはそこまでの細かい、今、出石先生が言われたようなところまで踏み込んでの意見交換といったものはなされておられません。逐条解説は、この検討委員会の報告書のほうで述べられていることをベースに、今回の条文に限らずつくっている。つまり、検討委員会で話された内容が逐条解説になってきているということです。この検討委員会の中では、公共施設をいわゆる市民が使用するということに関して

は、実際そのときの議論の対象としたのが、こちらの文化プラザホールで、まさにつくろうとしていた時期でした。あるいはその前につくられました新宿会館、市民参加の条例はありませんでしたが、市民参加の手続をとってつくられました。こういった事例を想定して、この検討委員会の中では議論がされていたといったことが実態でございます。

2点目の、この条例を審議したときの議会の審議ということになりますが、そのときの議事録を、ごめんなさい、すべて確認はできておりませんので確かなことは言えないんですが、結果的には当時逐条解説はありませんでした。あくまでもこの検討委員会報告書の趣旨でもって行政のほうは答弁しているというふうに考えているところです。以上です。

【出石委員】 そのこのところの指摘が出ているかどうか、わかりませんが、今、できれば本当は調べてほしいです。端的に市民参加の対象事項について、当然議会では、これは何でしょう、常任委員会ですかね。で、審議をされて、そして本会議でもされているかもしれませんね。そこについて指摘があるのかどうか。あれば、そこが一番重要です。

【福本課長】 わかりました。委員長、それ、確認します。

【出石委員】 すいません、会長。そもそも苦情申出者の方に1点確認したいんですが、苦情の対象がちょっと私わかりません。何かというと、逗子市の緊急改善計画の策定過程を言っているのか、新宿滞水池の築造の計画に対してのことを言っているのか、どちらなんでしょう。つまり、市にもちょっと聞かなければいけないんだけど、市の資料でも、新宿については滞水池築造工事と言ったり、築造計画と言ったりしているんです、この資料でも。要は計画と工事は違いますから。計画というところも、そもそも私の理解では、下水道法の改正等に伴って、合流式にするときにとにかく溢水してはいけないので、緊急にその自治体における下水道の改善計画をつくりなさいと。当然そこにはその場所の話も出てくる、この計画にももとのこれ確認したいんですが、逗子市の合流式の下水道緊急改善計画の中に、この新宿の中継ポンプ場ですかね、滞水池の計画が入っている。その時点でそもそも市民参加をしていないじゃないかという御主張なのか、それとも、新宿滞水池の築造計画についての手続を御主張されているのか。それによっては、形式的なところを言うとどうしても条例なので、条例の施行日の前後によって、以前のことであればそもそも条例の適用云々自体、これは条例としてもないもの、まだ条例がないときに参加してないことを問えない。そのあたりは確認したいんですが、苦情者の方、どちらなんでしょう。

【苦情提出者（伊藤）】 私どもの理解ではというか、私の理解になってしまうかもしれませんが、先ほど御説明しましたこの計画が私どもにわかったのは、今年の3月なわけです。



それで、それをさかのぼる数年前にもう既に新宿のあの場所に1,100立米、制作図面まで完成していたかどうかはわかりませんが、概念図ぐらいはもうできていた段階で私ども関知したわけで、私どもの議論の的は、現在の計画についてこれで本当にいいのかどうかというのを市民レベルにおろして条項を連なって一緒に議論するべきだと、そういう意味の苦情でございます。

【出石委員】 会長、もうちょっといいですか。

【山岸会長】 はい、どうぞ。

【出石委員】 ということは、苦情者の方はこの2つの計画なのかわかりませんが、大もとの改善計画と新宿の滞水池の計画の分流とかどうかじゃなくて、とにかくこの御指摘されている場所の計画を知ったのが今年の3月だったということですね。それ以前のことを全く市民がかかわれなかったということを端的に言えばおっしゃられているんですね。市側に聞きたいんですけれども、その点が今の2つの計画が別々にあるのか、一体なのか、同時だとしても別々なのか。それから今、これすごく大事です。そもそも新宿滞水池の決定はいつ、どうやってなされたのか。それを伺いたいです。

【上石環境都市部長】 まず、先生おっしゃられました計画か工事かということを申し上げますと、緊急改善につきましては計画という位置づけでございます。滞水池は、その中の実施工事という位置づけでございます。それで、この緊急改善計画、これは平成20年7月に策定をいたしました。

【出石委員】 そのときの(5)というところですね。その経過では、こういう限りでは、全く内部計画として、市民参加条例、平成18年4月1日に施行されていますから、今聞いたところは当然前です。そうすると、この計画は先ほどの説明のとおりで、7条1項4号には当たらないから、参加の対象にはならない。さらにもうちょっと伺いますと、その場合には7条の1項1号に当たらないんでしょうかという点と、さらに当たらないとしても、7条1項5号のその他市の執行機関が必要と認める行政活動として、これだけ今ここにきてもめているわけですが、その当時、この条例の対象事項とならないとしても、市の執行機関が市民参加を行うことが適当と判断できなかったのかどうか伺いたいです。なぜ伺うかというと、これ、どこの条例もそうですが、市民参加条例、非常にアバウトなんです。運用によって全然変わっちゃうんです。なぜ市民参加条例をつくったかという筋道に立ち返ると、市民にいろいろ影響があったりするものについては、市民参加条例は問題点がいいか悪いかじゃなくて、問題点があるかもしれないから、市民に意見を聞いたり市民参加をしようよというのが趣旨なんです。でも書き方

がアバウトで、今、市のほうは、部長は直接かどうかはともかくとして、主に市民が使用する公共施設の設置と言っているから、この表現だと、この下水関係で滞水池については、この規定、この号には私は当たらないと思います。市民が利用・使用する公共施設という意味ではないと思います。

けれど私が言いたいのは、それでだからやらなくていいのか、(1)の基本計画に当たらないんでしょうか。市全体の合流式の下水道の改善という意味では、その意味での基本計画に当たらないんでしょうかという点と、さらにもし当たらないと解釈しても、それだけ溢水等のおそれがあるようなものについて、なぜ市民参加ということに7条1項5号のもとにやるという議論はされなかったんでしょうかということを知りたいです。

【上石環境都市部長】 今、出石先生の御指摘でございますが、この緊急改善計画、当初申しましたように逗子市は昭和40年代から基本的に公共下水道事業の計画を立てて実施をしてきた。そして、この公共下水道事業の実施の方針というものは、基本的に分流でやるということになっております。しかしながら先行的にやるという案、ともかく施工延長しましょうということ、逗子4号区、桜山地区、それと問題になっていますハイランド地区につきましては、当時、逗子市の事業展開を始めたころに大規模開発によって分流で施工されたということだったんです。ですから、当時はハイランド地区で、言ってみれば自区内で処理をしていました。最終処分をして、そして久木川というところに流していたという事業の経過があるわけです。

話、戻りますが、逗子市としては分流式でやっていきましょうという、基本的な方針がございます。そして、その中で各種実施の計画や工事として、いろいろな中継ポンプ場ですとか、排水区の拡大ですとか、そういったことをやってきたという経過がございます。先ほど御説明いたしました、国の方針で緊急改善、合流区域のこの汚濁をまずは下げましょう。かなり汚濁されているものがまたあふれている、その回数を半減しましょうという緊急改善計画というものが浮上しました。その中で、じゃあ緊急改善の計画としては、滞水池また分流化も並行して現在進めておりますが、そういった事業を絡めて、そして進めていましょうという中で今やってきています。

また出石先生から御指摘がございましたが、当時は確かにこれで事業の公告もして、約2週間縦覧をして、御意見があればという機会も持ちました上で、滞水池工事实施に当たっては予算が通過してから、市民の皆様にお話ししましょうという流れで考えておりました。ですから、当時は現在の状況に至るまで、そのほか執行機関が適当と認める方法という中では、これは適宜対応いたしましょうという考えでおりました。その中で、先ほど申しました3回の説明会な

どで対応しているという状況でございます。

【今井委員】 ちょっとすいません。僕、上石部長にちょっと御指摘したいことがあるんですけどね。上石部長はこの市民参加条例について、必ずしもパブリックコメントでやる必要はない、市民説明会とか協議会とか審議会とか、そういうものでやればいいんだというふうにおっしゃっているんだけど、もし市民参加条例の対象になるとしたら、パブリックコメントは不可避だということは、第8条の第1項にパブリックコメントは必ずやらなければいけないんですよ。そこは上石さん、勘違いされている。

【上石環境都市部長】 対象にならないという概念がある。

【今井委員】 違う。そうじゃない。対象とならないんじゃないかと、対象となるとしてもパブリックコメント以外のものやっていくとおっしゃったんです、最初。だからそこは上石さん、誤解されていますよ。参加条例としては、そこのところはきちっとやっていただかないといけないということを申し上げたい。

【上石環境都市部長】 対象とならないという前提で考えておりますが、しかし説明会等をやっているとお話ししました。ただ、パブリックコメントはやりません。というのは、8条の1項でございますように、この1号から5号、これを複数選択して実施しなければならない。

【今井委員】 違う、パブリックコメントは必ずと書いてあります。そこを読んでくださいよ、上石さん。パブリックコメント以外に1つなんです。だからパブリックコメントは必ずやらなければいけないって、これ、第9条かな。必ず行わなければならない。

【出石委員】 それ、私、説明します。これはむしろ市のほうが合っているんですよ。順序通して言うと、違ったら言ってくださいね。そもそも対象外だからという主張があります。仮に対象になるとしても、市の解釈は恐らく7条1項5号によるんですね。その他市の執行機関が必要と認める行政活動を任意でやるときは、9条を見てもらいますとね、市の執行機関は第7条第1項1号から第4号までに該当する事業についてパブリックコメントを行わなければならないと書いてあるから、5号でやる場合にはパブリックコメントにかかわらず8条の1から5のどれかをやればいいんです。と私は解釈してます。それでいいですか。

【上石環境都市部長】 はい、そのとおりです。

【出石委員】 委員長、私は事実の話をしてます。いいかどうかじゃなく。

【今井委員】 もう一つちょっと質問があります。さっきから出石先生おっしゃったように、4号で該当しないとしても、1号、5号は該当する可能性について考えなかったのかということです。私は4号だと思っていました。1号、5号ということになる場合ですね、私は今後の

ことも含めて、これはしていただきたいと思って、むしろそのこと非常に重要だと思っています。例えば市の浄化センターの建てかえをするとか、非常に大きいですよ。それからクリーンセンターの建てかえするなんていうことが、これから大きな工事として私は出てくると思うんですね。私は今回の滞水池が、やっぱりかなり大きなものだと思いますが、そこまで大きなものかどうかということ、そういうものについても、パブリックコメントなんか必要としないんだということになると、私は市民参加として非常に大きな問題があるんじゃないかと考えます。

というのは、より大きな工事ですし、こういったものまでしない。私は一つの迷惑施設だと思ってるんですよ。迷惑施設はパブリックコメントかけないのか、市民参加の対象にしないのかどうかという問題も一つあると思うんですけど、私はこの迷惑施設については、絶対やっぱり対象にしないといけない。これをそのままの形にするということは、今後のためにもよくないということです。それをどういうふうに皆さんお考えになるか。

行政は必要以上に気をつかって、市民の説明を十分にするという姿勢を持ってもらわないと困ります。これは逗子市でも同じだと思うんで、私はあえてこの問題を、この苦情を申し受けたと考えてます。

**【上石環境都市部長】** 御趣旨はわかりました。まずお答えいたします。仮に浄水管理センターと言っておりますが、その建物を今後これを建てかえるとか再構築する場合、市民が使うものではないからということにするなど。それはもっともです。現在でもあの建物を想定した場合、これはほかの開発関連の私どもの条例がございます。これはまちづくり条例、それから景観条例、それから良好な都市環境をつくる条例、これがまず3つがございます。3つとも市民への周知、事業者側からの周知、そして意見書の提出、こうしたものは条例の手続の中できちんと決められております。ですから、当然にして市民の意見を聞かないということはありません。

それから、滞水池につきまして、迷惑施設とおっしゃられましたが、今回の苦情者からも迷惑施設ということでは伺っておりません。この計画自体に市域全域で、もっと最初から考えたらどうなんだいう中では、これは寸足らずのものなのではないかという、そういった大方の意味で伺っております。迷惑施設というふうには私どものほうは思っておりません。最初に申し上げましたように、この地下5メートル以下で、マンホールが1個だけ上へ通じているような、あと出入り口があるだけ。出入り口から入っても、それで遮断されているので、市民の方が心配されておりますが、私どもはにおいというものはほとんど外部に出ると思っております。

それでもにおい対策の装置も用意しているものでございますので、これは私どもは迷惑施設とは思っていないということは、そういう事業の設定になっております。

【山岸会長】 どうぞ、御発言をお願いします。

【秋谷副会長】 私も意見をさせていただきます。問題を整理すると2つあります。1つは、市からの説明のタイミングとか、説明の頻度を含めた不信感です。2つ目は、全体的に言いますと、市がやろうとしています処理能力をしっかりと全体像をとらえて、その中の部分的にまずひとつ今回の工事をするんだという、それもまた2つ目の説明問題です。これを条例がどうのこうのという解釈の問題じゃなくて、私は一市民として何となく、なぜここまでこじれてしまうのかなというふうに思うんですね。ですから、お互いにもう少し、市のことを思えば、なおさらのことなんですけれども、もう少ししっかり説明責任を果たしていくということとお互いの信頼関係を構築していく、前向きの姿勢なんじゃないでしょうか。あとはもう何をかいわんやで、あまり条例の解釈とか、それは市民目線からいったら非常にナンセンスでありまして、もう少し市民の目線に戻って討議をお願いします。私はそのためにここにいるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

【玄委員】 私も同じことを考えておりまして、やはり計画を実際に実行する場合に処理能力が足りないんじゃないかということをおっしゃられているようですが、そこら辺の説明が、上からの計画がきたので、こういうふうに市のほうとして実施するというのではなくて、もっとデータを説明するというのが多分足りないのかなというふうな印象を受けました。

【山岸会長】 どうぞ。

【上石環境都市部長】 まず、説明責任を果たすということでございます。これは私どもでもおっしゃる向き当然でございまして、先ほど来御紹介申し上げましたように、私どもとしましては予算が通ってから説明会、それから議会陳情も申し上げました。議会陳情の形で、これも実際に私が質疑応答、議員さんの質問を通してですが、そこでお答えをしています。さらに本会議で一般質問でもお答えをしているということがございます。そういう中でも、まだ説明責任を果たしていくことを、まだやはり御理解いただけないということがあるかと思えます。それにつきましては、細かいことはともかくといたしまして、6日にその辺のことを市長みずから、また御説明をさせていただくということを考えております。

それと、処理能力ということなんです、この説明がなかなか行き届かない。そもそも処理能力の見方の立ち位置が違うということなんです。これについても、6日にきちんと説明をして、その処理能力の考え方の立ち位置が決まるといいますか、それをちゃんと整理をした上で

説明を果たしていきたいと思います。

【今井委員】 今の上石部長の説明の中でも、私はちょっと引っかかる場所がございます。実は、説明責任を果たすというのは議会に対してこれだけのことをやったということで、説明会でも終始一貫して議会制民主主義を重視しているからいいんだというような主張をされてますよね。だけど、市長でも議会でも足りないものがあるから市民参加制度というのがあるんですよね。上石さん。市民参加制度が、何でできたのかということを私はね、よく考えていただきたいです。それはね、市長でも議会でも足りないところがある。だから市民の意見を、市民の英知を集めようというてできたんじゃないんですか。そのところを基本的に考えないから、今、秋谷さんが言ってるような問題が生じているんだろうと私は思うんですよ。ですから、今後もひとつその辺のところはね、しっかりお考えいただきたい。私は部長にぜひお願いしたいと思います。

【上石環境都市部長】 申し上げたのは、市議会に説明しているからいいだろうという意味じゃございません。こういうふうにやってきましたけれども、こうした御意見をいただいているということは、まだ説明が足りないという認識を持っているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

【出石委員】 ちょっと確認事項があります。先ほどちょっと解せなかったことがあるんですけど、この説明資料の1ページ、一番最初の(5)の先ほど説明がありました合流式下水道緊急改善計画の策定が平成20年7月だったということですが、そのときに2週間の公告縦覧を行ったってありましたけど、これは下水道課が持っている計画を。

【上石環境都市部長】 そうです。それで施行令でも示されています。

【出石委員】 その後の話ですが、説明会もやっているというんだけど、それはちょっと確認したい。合流式下水道緊急改善計画は、この資料を見る限りでは市民参加的なことをやっているのは2週間の公告縦覧だけのようにとれちゃうんですよ。むしろ、その後の新宿のいろいろな今回の滞水池のことについての説明会等は、その後行われているわけです。ということは、先ほど最初に苦情提出者の方も聞いたところにかかわるんですよね。提出の苦情のほうは全体にとったとしても、そもそも緊急改善計画の市民参加がもし仮にですよ、私がさっきちょっと発言的に言った市民参加条例の7条1項5号をとったとしたら、まだ市民参加はそれでも不足なんです。もう一つ大事なのは、5をとったとってパブリックコメントをやっちゃいけないなんて言っていません。パブリックコメントも含めた2つ以上やる、さらに言えば、この下水道緊急改善計画のその中の段階に既に新宿に滞水池を設けるということが入っていたんでしょ

うか。

【上石環境都市部長】 先生御指摘のとおりで、このときには緊急改善計画の中に1事業、1工事として新宿滞水池は入っておりました。そして、どのように市民に周知をしたのかといいますと、これも御指摘とおり、2週間の縦覧に付したということです。縦覧に付した中で、御意見が一つもなかったという状況です。

【出石委員】 これも大事なんです。パブリックコメントもそうなんですが、意見がないからといって、いいと言ってるんじゃないからね、市民の方はね。そこは誤解をしちゃいけないんですが、やはり私もこれで指摘せざるを得ないと思うんですね。ちょっと少し意見を言っていますか。

【山岸会長】 はい、どうぞ。

【出石委員】 まず、やはり市民参加条例がある。それで先ほど副会長は条例云々というよりもという話があったけれども、でも、やっぱりされど条例なんです。これ、やっぱり自治体の最高ルールですから。その条例に沿ってどうしているかというのは、やはり考える必要が十分あります。条例の対象事項云々とあるんだけど、まず第一に、2つ意見を言います。1つは、先ほども申しましたが、私は今回の合流式下水道緊急改善計画というのは、条例の不備かもしれませんが、7条1項の1から4号には当たらないと解さざるを得ないと思います。ただし、5号があって、5号に基づいた市民参加は、むしろこの内容的にしたら、地域にとって特に問題がある、実際に起きていることですから、当時にさかのぼっても、パブリックコメントをすべきかどうかだったことはともかくとして、単なる2週間の公告縦覧で意見がなかったから、もう何もやらなくてよいというような判断は妥当ではなかったと思います。

さらに言うと、そもそも市民参加条例は、これ、御指摘にもあったんですが、6条の規定で、市の執行機関の役割として、特に2項に市の執行機関は市民参加の機会を積極的に確保するものとなっていて、対象に当たらないから市民参加しなくていいなんて一言も言ってないんです。なので、結論からすると、市民参加条例の4号か、7条1項4号に当たる当たらないかという苦情の御指摘については、これは条例上の不備も含めてやむを得ないんじゃないかなと思います。ただし、5号に当たる可能性も十分にある。市もそういう法律自体もね、公告縦覧があるということも踏まえていったときに、やはり市民参加条例を持っている逗子市としては、そもそも総則的な規定の中での市民参加を積極的に確保すると言っている以上、この合流式下水道緊急改善計画の策定に当たっての参加については、ある程度不備な点があったと思います。とりあえず意見です。

【山岸会長】 ほかにいかがでしょうか。新しい公共と、それを築き上げるために市民参加の積極的な運用とか、やらなくちゃいけないわけですけども、そういう制度がなかなかまだ解釈は幅広くて、今いろいろな意見あって、条例は守らなくちゃいけない。そのとおりやっているという御意見と、いやいや、そこに引っかかっているという条件と、やっぱり参加の意思は生かしていかなくちゃいけないという意見が今、述べられていたと思いますが、いかがでしょうか。

【苦情提出者（伊藤）】 今の情報について関連がありますので、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。24年の、今年の3月議会の総務常任委員会ですか、通し案件のようなことを議会で、滞水池の計画の予算について委員会で満場一致で可決されました。それを知って私どもは手を挙げて、署名も集めて、この計画はとにかくしばらく置いて、対話を続けてくださいという陳情をやりました。それを同じ委員会で満場一致でその予算を通された議員さんが、8対1の大多数をもって市民の意見を承認して下さったんですね。ということは、最初の議決をとったときの情報が、非常にわかりにくいとか、あるいはほとんど御存じない状態で採決をとられたという可能性が非常に高い。その情報をあわせ考えますと、今の縦覧をやって、みんな市民が知っているはずだと、部長おっしゃいますけれども、実際に縦覧を市民が見るチャンスがどれくらいあったのか、積極的にアプローチするのであれば、その装置ができる近隣の住民にビラをまいてですね、こういうものができます。だから今、縦覧している資料をよく読んでくださいというような情報でも流せば、少なくとも中の何人かはそれを見に行ったと思うんですね。それがただ機械的に事務所のどこかに積んである、それも特にアナウンスしないで、内々の命令で幾日から幾日までこういう資料縦覧に供しなさいということで処理されたとしたら、結局3月7日の総務常任委員会で可決されたときと同じような、それは私、内容を知りませんので、議員さん一人ひとりに伺えばよくわかると思います。あと私どもから個別に何人かの議員さんに陳情といいますか、お願いに上がったときに話を聞きますと、ほとんど中身を御存じないんです。そういう状態で賛成・反対の手を挙げさせられて、全員が賛成した。同じ議員さんが数カ月後に、私どももちょっと騒ぎまして、陳情の署名なんか集めて持って行った、その陳情についても、工事を認める賛成をした議員さんが8対1で市民側の意見を採択して下さった。そういう事実をぜひ御承知いただきたいと思います。

【山岸会長】 そのほか。大分議論尽くされてきたんじゃないかと思いますが、何かもうひとつ述べたいという方、いらっしゃいますか。

【福本課長】 先ほど出石委員が御指摘いただきました条例制定の議会の意見ですが、これ、



委員会のほうで審議をしています。その際に、答えから言ってしまいますと、この件に関してのピンポイントのやりとりはございません。公共施設のことに関してというのは、事業費の大小、幾らでやらないか。それに対して事業費の大小ではないといった云々の回答をしているところです。

あともう一つ、別件ですが、第6条の、先ほど出石委員が言われた解釈ですが、市のほうでは第6条ですね、市民参加の対象、手続をするに当たっての基本的なスタンスを述べているものと解釈しております。先ほど私が逐条解釈の根拠はこれだというふうにお示しした委員会の報告書でも、ここ、読み取れるような記載になっておりまして、市民参加に当たっては機会を設定するとか、あるいは市民への説明責任についても、市民参加はやったけれども、市民参加の結果について十分説明をするように努めるといったことで説明責任については取り上げられています。行政全般に対する行政運営のあり方そのものを述べているという解釈はちょっとしていません。

【出石委員】 今の点について。これを議会でも審議されてない、検討委員会でもそうなっているかもしれないけれども、一般的に条例というのは、この6条というのは総則の規定です。市の執行機関が持つべき役割あるいは責務です。それというのは、確かにそれを受けて具体的に市民参加手続の対象事項があったり、市民参加の実施方法があるわけですが、じゃあ対象にならないから市民参加しなくていいとか、この上がった項目の中の2つだけやればいいんだとか、パブリックコメントはやらなくていいなんていうのは条例上の理屈で、実体規定といいます。それで今、6条というのは総則的な規定、あるいは訓示規定ですね。訓示規定というのは、すべてに適用されるはずです。ただ、裏返すと、市民の方、市民側は6条2項に反しているからといって、例えば、これを訴えるということは基本的にはできません。だから訓示なんです。逆に、訴えるかどうかはともかくとして、今回の苦情なんかについても、その対象となるのは本来7条、8条、9条なんです。そこの部分になると思います。だから、6条はただその大前提だから、市の行政側の姿勢としては、今回の案件も、結果的に言えば7条、8条、9条であります。もっと言えば、先ほど私は7条1項5号に当たるんじゃないですか。5号で市民参加を一定程度、自主的にやるべきじゃないですかと言ったけども、それも含めて市はやらないと執行者側が判断したら、関係ないです。条例というのはそういうものです。だけど、6条というのは厳然と訓示的に入っているんだから、市民もなるべくそういう要望するし、市側もやはりこういう問題があり得るような案件であるならばこそ、もっと積極的に6条2項を踏まえて7条1項5号あたりを積極的に運用すべきというのが条例の趣旨ではないかと思います。

それから、これも市民委員の方や苦情の提出者の方に対しては厳しいかもしれないけれども、最初議論になったところですが、条例というのはやはり自治体の最高規範でありまして、そこに定まった内容は、その内容に合っていれば、もちろん苦情は言えるんですが、それに対してさらに条例を超えてやらなければならないということは、言えません。言ってもいいけど、市の義務ではないんですね。そこで何が出てくるかという、先ほど市長がおっしゃられたという条例は固まったものではないという話で、条例を改正するということですよ。問題があるところは直して、改正されれば改正された内容に市の機関は従わなければいけないんです。これ、義務なんです。市民側もそれを主張はできる。もしここに新しく、例えば市の発注する工事で3億円以上のものと、こういう条例があるとする。それについては市民参加やらなければいけない。そうやって書いてあれば、やらなければいけないんです。そういうふうに改善を加えていくことは大事だと思います。私は、きょうのこの段階では、いろいろと問題点はあるにしても、市の条例運用上は、不適切と思われる部分もあるが、やむを得ないと私は思います。ただ今後、もう一つ踏み込んで市民参加条例の趣旨を踏まえた対応を、ほかの部局を含めて対応してもらいたいという考えを持っております。

【今井委員】 ちょっとすいません。私は市民委員としては、やっぱり今のことについては、市民参加条例というのをどういうふうに考えるかという姿勢の問題だと思うんです。市民として私が発言したいのは、特に行政側については、この市民参加条例というものを重視する姿勢、これだけは絶対持ってほしい。それじゃないと、何で逗子に市民参加条例があるのかということの意味がなくなってしまうんですよ。市長自体が、私がこの市民参加委員になったときに、この市民参加審査会は、市民参加条例を担保するものであるという言い方をされたんですね。全国で有数であると同時に、担保するものであって、市長自体がそういう姿勢をお持ちなら、行政は当然そういう姿勢を持って私は考えてほしい。つまり、やっぱりなるだけなら市民参加をよくしていこうという姿勢で臨むべきで、これは出石先生が言ってるように条例に書いてないから、確かにそうかもしれない。条例から言えば、これは違反にならない。しかし、それでいいんですか。逗子市は。私はそここのところが一番大事だと思うんですよ。だから、当然行政としてもそういう姿勢でこういうものについて当たってほしい。これは市民協働課のほうにもぜひそういう扱いをしてほしいというふうに私は考えます。

【山岸会長】 それでは、意見が限りなくあると思うんですが、一応尽くされたということで、ここで…。

【出石委員】 あと1点。最後の議題になるでしょうけど。それがゆえにこの市民参加制度審

査会、この市民参加条例は、事前に市民参加にかかわるような案件についての審査をしているわけですが。なるべく…同じですけれども、市当局に申し上げたいのは、そういう市民に影響があるようなものについては、やっぱり当局で、担当部局だけで判断すると、逗子市に限らずどこもそうなんですが、やっぱりあまり出したくないんですね。実際私は神奈川県内にやはり市民参加条例を持っているところの委員やっているんですが、やっぱりそういう傾向がありますので、一旦こういう機関で、これは確かに対象外かもしれないけれども、やったほうがいいんじゃないかとかという意見が出る可能性が高い…ありましたら、そういう運用をしたほうがいいと思うんです。今後の、条例改正と先ほど私、申しましたが、運用でも対応できると思います。その点を1点、後の議論だと思います。

【山岸会長】 意見は尽くされたということで、ここで挙手ということになるのでしょうか。これを今、苦情で申し立てられたことについて、この市民参加条例に適用するということになるかならないかということで、皆さんの挙手により意見をお聞きしたいと思います。審査会ではこの市民参加条例として当たるというふうにお考えの方は挙手…。

【出石委員】 意見は意見として、いいですよ。例えば当たる…当たらないけれどもこうすべきだと。先ほど私が申し上げたのはそういうことなんです。最高裁でも必ず有罪・無罪出すときに反対意見、賛成意見、補足意見と出しますので、そういう前提でお願いしたい。

【今井委員】 ちょっとすいません。1つ最後にね、上石部長、今からパブリックコメントできないですか、これ。工事の関係で。私はどうしてもやってほしいと思うけど。

【上石環境都市部長】 会長、申しわけございません。本日の苦情の審査の趣旨から、申しわけないんですが、今の委員の申し出というのはちょっと外していただきたいと思いますので、これ、回答は避けさせていただきたいと思います。

【山岸会長】 それでは、先ほど申し上げたように、参加条例に当たるかどうかということについて挙手をお願いしたいと思います。これに基本的に苦情にあったような形で当たるというふうにお考えの方は挙手をお願いします。

【今井委員】 苦情に当たるということですか。

【山岸会長】 そうですね。

【今井委員】 私は最初から趣旨で申し上げている。

【出石委員】 こうやってやったほうがいいんじゃないですか。7条1項4号に該当して市民参加手続をすべき案件であるかどうかという御主張ですから、それについて。

【今井委員】 私は、申しわけない。それに。ただ、ほかの人の御意見はどうであるでしょう

か、それは最終的には委員会になってくると、これは従わざるを得ない。

【山岸会長】 どういう採決するかな。

【出石委員】 あるいは、この苦情のとおりで、①、②、③を1個ずつかければいいんじゃないですか。

【山岸会長】 直接はその苦情によってこの委員会開かれておりますので、そうしましょうか。提出されている苦情について、①、②、③とありますが、これ、1個ずつやってみましょうか。参加条例第7条1項、参加条例の対象事項に当たるかどうかということについて、当たるというふうにお考えの方は挙手をお願いします。

(1名挙手あり)

【今井委員】 これも私の意見としては最初からお話ししています。出石先生の御意見もわからなくはありません。

【山岸会長】 あと、ほかの方は反対ということで。

②の参加条例第3条3項、市民参加制度審査会への諮問義務。

【今井委員】 これも同じですね。

【山岸会長】 賛成の方。

(2名挙手あり)

③の参加条例第9条パブリックコメントの実施義務、これについて十分ではなかったの、ちゃんと実施しなさいということに賛成の方。

(1名挙手あり)

そうしますと、先ほどの②のところと同数になりますので、私はその場合は議長が参加して加わるということなので、私は賛成のほうに1票を投じますので、②は全体3対2ということになって、ここは賛成多数ということになりました。あとの①、③は反対者のほうが多かったということになります。

これに基づいて、第7条3項市民参加制度審査会への諮問義務ということについて、この会としては実施するように勧告することにしたと思います。

【福本課長】 協議会では出石委員のほうから、あるいは今井委員のほうからも御発言ありますので、附帯意見としてどこまで述べるのかということにつきまして、また事務局のほうで案としてつくりますので、委員の皆さんに御確認をいただいた上で、市長への建議をいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【山岸会長】 どうも活発な討論、ありがとうございました。きょうの事案の新宿滞水池計画

に関する苦情についてという審議事項については、これで終わりたいと思います。どうも御苦  
労さまでした。

【福本課長】 ありがとうございます。

【山岸会長】 それでは、2番の指定管理者制度の導入に係る市民参加条例の運用についてと  
いう、この項目に移りたいと思います。では、事務局のほうから説明をお願いします。

【福本課長】 指定管理者制度につきましては、前回の第2回審査会で、一番最後にこの件に  
ついて意見伺ったところです。その際に、そのときの意見をベースにして、今後の運用に向け  
てのガイドラインといいますか、きちんとした考えを定める必要があるということでしたので、  
文書にして提出をしたところです。簡単に説明いたしますが、指定管理者制度、例えばこうい  
った交流センターのような建物を、今は行政、市が直接管理運営しておりますが、株式会社を  
含む民間事業者、NPO法人等も含みますが、そうしたところが市にかかわって管理運営し、事  
業を行っていくといったような制度になります。逗子市におきまして、公共施設の指定管理者  
制度の導入、採用ということにつきまして、行革の中で検討しているところでございます。そ  
ういった関係で、この計画を進めるに当たりまして、市民参加の手続をどうしたらいいのかと  
いったことをお伺いしたものです。これは、これまでの議論と同じように市民参加条例第7条  
1項に該当するかどうかということからまず始まります。前回御説明したとおりが1から4  
に書かれております。

1番、市の基本構想・基本計画云々ということで、これについては当たらないという解釈。

2番、市民に権利を与え、義務を課すといったものですが、これについても該当しないとい  
うことです。

3番、市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃ということ。指定管理者制度  
の場合は若干、1から4号までで、まず関係が濃いと思われるものは、例えばこの3号など  
といったところです。施設そのものについても、市民生活に大きな影響を与えることがあります。  
ただ、この3号の規定は、市民参加が対象になっているのがあくまでも制度そのものでござい  
まして、制度を使って市がどういった管理運営するかということを対象としているものではな  
いという解釈でございます。

第4、主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定云々です。これも指定管理に  
ついては、どちらかというとこれに該当するのかなということなんですが、現在の条例で4号  
に定めているのは、建設や改修等に係る基本計画、基本設計等の策定といったことになってお  
りますので、これも該当しないというのが現条例における解釈でございます。

以上のことから、指定管理者制度の導入については市民参加の対象事項には当たらないということですが、ただし、一番最後にまとめてございます。指定管理者制度の採用に当たりまして、使用料金の変更など市民に対して直接、具体的な影響を与える事項の場合、あるいは施設の設置目的等の変更、拡大、縮小といったものが想定される場合で第7条第1項のいずれかに該当する場合は市民参加の対象とするというふうにさせていただきました。これが前回に審議していただいたものです。このときに実は山岸委員と玄委員が退席されていたと思われま。残りの三委員での意見交換でしたので、お2人は初めて聞く内容かと思いますが、一応前回こういった話がというのを申し上げます。

この議題としましては、このまとめましたことについて間違いがないかどうか、あるいは記載方法が妥当であるかどうかといったことを意見交換していただければと思います。以上です。

【山岸会長】 はい、どうもありがとうございました。これについて御意見伺いたいと思います。

【出石委員】 使用料金と書いてありますが、指定管理者の場合、利用料金で、市がやる場合、使用料だから、これちょっと言葉を整理してください。利用料金でいいんだろうと思いますけど。

【福本課長】 私、先ほど言葉が漏れていると伝えたのをもう一度押さえてみますと、「設置目的の変更や」というのを入れたいと思っております。読みますと、『ただし、指定管理者制度の採用に当たり、設置目的や利用料金の変更など市民に対して云々』という形でよろしいでしょうか。

【山岸会長】 それでは、これはこれでよしとします。3番、市民参加条例の運用に当たり、審査会会長に連絡・相談するためのマニュアルの整備について。

【福本課長】 これは前回各委員にお示しをしまして、これも山岸委員、玄委員、退席された後の御報告でしたので、後日お2人には改めて事務局のほうから説明を差し上げているところです。各委員からは、このやり方についての御理解をいただいているところです。あとは動かすためのいわゆる情報共有といいますか、簡単に言ってしまうとメールアドレスであったり電話番号、ファクスを皆さん、各委員の中で共有をしていただくことについて御了解をいただきたいということです。どういったやり方がいいのか。市から、まず山岸委員のほうに連絡、そのときに恐らくメールを使うと思います。そうすると、各委員に、もしその点について照会、意見を聞きたいということであれば、恐らくメールを転送するという方法が一番合理的なのかなと思われま。なので、まずメールアドレスがよろしければ、皆さんの中で共有していただ

きたいというように思います。あと、メールで送れない資料等云々というのが例えば考えられますので、可能であればファクス等ということ。あとはメール・ファクス等でいまいち連絡がどこまで届いているかよくわからない、至急確認したいということも考えられますので、電話番号ということで、以上の3点を皆さんの中でよろしければ、この中で共有させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【山岸会長】 よろしいですか。

【福本課長】 御用意したものをお配りしますので、ちょっと皆さんの目で再度御確認をいただけたらなと思います。

(確認のやり取りあり)

【福本課長】 では、再度作り直したものをお送りいたします。

一応これ、個人情報ですので、この委員会の中だけでの情報共有ということで、取り扱いについてはよろしくお願いをしたいと思います。

【山岸会長】 それでは、事務連絡、何かありますか。

【福本課長】 では、長い時間御審議、ありがとうございました。本日の議題の最初の案件、苦情審議ですが、委員会としての審議結果をまとめて市長に提出をしたいと思います。その処理につきましては、事務局のほうでまとめて、また皆さんのほうに後日確認をお願いいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ちなみに市長への提出のほうは事務局のほうからでよろしいですか。もし私がしたいということであれば、会長のほうにお話してください。

あと、前回のときもお伝えをしたんですが、今回の案でもそうですけれども、条例の見直しがどうしても必要だろうということもあります。それにつきましては、次回の審査会、定例会としては3月を予定しておりますが、3月のときには論点等のピックアップ等をお示ししたいと思います。平成25年度の審査会におきましては、通常の審査案件以外に別途こうした会議を開催させていただくといったことが想定されますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

【山岸会長】 きょうはお忙しいところを長時間にわたってありがとうございました。会長の議長もなかなか慣れてないものですから、御迷惑かけましたが、今後ともよろしくお願いをします。これで終わります。どうもありがとうございました。